

安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略
フォローアップ報告書

平成 25 年 7 月 5 日

社会的責任に関する円卓会議

社会的責任に関する円卓会議（以下「円卓会議」という）は、経済・社会・文化・生活など、様々な分野における多様な担い手が対等・平等に意見交換し、政府だけでは解決できない諸課題を「協働の力」で解決するための道筋を見出していく会議体として、平成21年3月に設立されました。本円卓会議を通じ、それぞれの組織の社会的責任を果たしながら、安全・安心で持続可能な経済社会を実現していくため、平成23年3月には、「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」（以下「協働戦略」という）が策定されました。本協働戦略には、各主体が取り組んでいく「個別課題ごとの行動計画」などが盛り込まれています。その後、平成23年7月に新体制での総会委員等が決定された後、協働戦略に基づき、安全・安心で持続可能な未来に向かっての取組を進めてきました。

協働戦略の実施1年目の活動状況（平成23年7月以降の1年間）は平成24年6月にとりまとめました。本報告書は、その2年目の取組状況を、運営委員会の責任でとりまとめ、総会に報告するものです。

1. 「人を育む基盤の整備」

（1）各主体の取組

・事業者（団体）

経団連では、「企業行動憲章実行の手引き」において「消費者の自立的な選択や判断を支援するための啓発活動に努める」ことを盛り込み、各企業・団体に自主的に消費者教育等の啓発活動に取り組むことを推奨しています。また、会員企業が実施している教育支援プログラムに関するポータルサイト（※1）を開設し、食育や金融教育など消費者教育に係るプログラムを紹介しています。

東京商工会議所では、平成25年3月に「企業行動規範」を全面改定し、8万部を配布しました。「人権の尊重」の項目を新設し、「顧客・消費者からの信頼獲得」の項目は大幅に内容を見直しています。大企業だけでなく、多くの中小企業が海外に進出する傾向にあることから、英語版の規範をHP等で提供したり、CSRのセミナーを開催して（6月）、広く周知PRしていく予定です。

各企業・業界団体では、資料・教材を作成したり、出前授業を実施するなど、消費者教育に自主的に取り組んでいます。

経団連の関係団体である経済広報センターや東京商工会議所では、企業の協力を得て、教員による民間企業研修の推進や、大学等への講師派遣などを実施しています。

お客様相談室など企業の消費者関連部門の責任者・担当者等で組織するACAP（消費者関連専門家会議）は、大学と連携し消費者対応・CS等をテーマとしたACAP講座を単位認定講座として実施しました。

また、ACAP消費者問題に関する「わたしの提言」には全国から論文の応募があり、最優秀賞には内閣府特命担当大臣賞を授与いたしました。ホームページを使った情報提

供では、ACAP会員企業の消費者啓発情報ページをリンクした「ACAP暮らしのおすすめ情報」を開設し、生活情報の提供に積極的に取り組んでいます。

(※1)「企業の教育支援プログラム ポータルサイト」

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/profile/kyoiku/portal/index.html>

・消費者団体

消費者団体は人材育成における他セクターとの連携として、東日本大震災における原子力発電所事故をうけて、昨年に引き続き、事故の現状を知り今後のエネルギー政策をどうすべきか、また、放射性物質汚染については放射性物質の影響を正しく知り、適切な消費行動につなげるための学習会等について、積極的に取り組みました。

全国消費者団体連絡会では「ホントのこと知りたい学習シリーズ」などを通じて、行政へのパブコメの提出など消費者が自ら考えて発信するための企画を開催しました。

・労働

連合は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立できる「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざしています。

その持続可能な社会を支える人材の育成に向けて、すべての子どもたちが学校教育において社会保障や税、労働法など働くことに関する知識を学ぶ機会や、職場体験などにより働くことを学ぶ機会を拡充する取組を進めています。

また、構成組織、地方連合会、関係団体などが主体となり、「働くことの意義」や「ディーセントワーク」、「働くものの権利・義務(ワークルール)」、「ワークライフバランス」などの理解促進に向けた寄付講座・出前授業を実施しています。

・金融

金融セクターでは、引き続き各事業者単位あるいは各金融団体が、地域社会の様々な場において、学校や教育委員会、自治体、消費者団体など業態の異なる団体等と連携し、教育・啓発活動を行いました。

具体的には、出前授業を含む学校教育における各種金融教育や、学校や生涯学習の場における公開講座、寄附講座やセミナー等の開催を通じて、社会的な課題に関する啓蒙教育、生活設計や生活上のリスク管理に関する啓発教育、交通安全や津波防災等予防安全に関する教育、社会的責任投資に関する情報提供等を実施しました。

また、平成23年10月に起草された「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」署名機関においては、当該原則に沿った活動をグッドプラクティス事例として事業者間で共有するため、公募、選定を行いました。生命保険会社による少子化対策への取組が選定されるなど「人を育む基盤の整備」につながる活動事例を共有することができました。

・NPO・NGO

NPO・NGOセクターでは、次世代育成の試み、起業家教育プログラムの取組、シティズンシップ教育フォーラムの立ち上げ、国際的な課題をテーマにした授業の実践などを行いました。

次世代育成を目的とした企業や財団、NPOによる「子どものための児童館とNPOの協働事業」では、平成24年度には24の協働事業を支援しました。児童館とNPOの協働が契機となり、学校、商店街・企業、自治会など多様な関係者の参画が引き出され、高齢化や中心市街地活性化等の地域課題をも扱う多重的な協働事例が多数見られました。

大学の先生の協力を得て、サービス・ラーニングと起業家教育の手法を用いた「高校生と大学生の協働による起業家教育プログラムの作成と支援組織の構築」をテーマとした事業に着手しました。

また、NPOを中心にシティズンシップ教育フォーラムが立ち上がりました。今後は行政や企業等の異セクターを巻き込んで実施していく予定です。

・政府

環境省では、平成24年10月に完全施行された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」及び同法に基づく基本方針（同年6月閣議決定）に基づき、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場におけるESDの視点を取り入れた環境教育を推進するため、様々な取組を実施しています。

消費者庁においては、消費者教育の推進に関する法律の施行（平成24年12月）を受け、消費者教育推進会議を設置しました。推進会議は、多様な立場の委員で構成し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して委員相互の情報の交換・調整を行うことと、基本方針案に対して意見を述べることとなっています。これに先立ち同年4月に公表した「消費者教育推進のための課題と方向」に基づき、9月から12月まで消費者教育推進のための体系的プログラム研究会を開催、平成25年1月に消費者教育の体系イメージマップ（以下「イメージマップ」といいます。）を公表しました。消費者教育に関する教材、取組、出前講座情報等を収集し提供している消費者教育ポータルサイト（※2）も、様々な主体の情報共有に資するよう、イメージマップにあわせて改修し、情報の収集と整理を進めています。さらに、平成25年6月には、学校や地域で活用していただけるように、「みんなで危険を安全に」という小学校低学年向けパック教材（紙芝居、ワークシートつき教材、教師用解説書）を作成、公表予定です。

文部科学省においては、日本／ユネスコパートナーシップ事業の実施等によってユネスコスクール数の増加、ユネスコスクール間の交流を促進し、ESDを推進しています。また、消費者教育や環境教育に関する内容を充実した新学習指導要領の趣旨の周知・徹底のため、教育委員会関係者等を対象とする会議を開催するとともに、「大学等及び社会

教育における消費者教育の指針」の策定や、親子向け教材「おつかいすごろく」、企画者向けの「消費者教育実践の手引き」の作成など、消費者教育の推進に取り組んでいます。
(※2)「消費者教育ポータルサイト」 <http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

(2) 主体間の協働の取組

・事業者団体と地方自治体の協働によるイベントの開催

東京商工会議所では、荒川区（自然科学フォーラム）との協働により「“親子一緒に”先端研究者から科学を学ぼう！」と題したイベントを平成24年7月に開催しました。理科離れが課題視されている子どもの好奇心や創造力を高め、未来の人材を育てる取組を行いました。

・事業者団体とNPOの協働によるセミナーの開催

東京商工会議所は、特定非営利活動法人「経済人コー円卓会議日本委員会」が主催する「サステナブルなイベント運営におけるサプライチェーンCSRのあり方とは何か？」と題した講演会の後援を行いました。平成32年東京オリンピック招致の機運を盛り上げるとともに、平成24年6月に策定されたISO 20121（持続可能なイベント運営のためのマネジメントシステム）に対する理解の浸透を図りました。

・事業者セクターと消費者セクターの協働による消費者教育の推進

ACAP（消費者関連専門家会議）では、各自治体の要請を受け、消費者啓発講座や消費生活相談員を対象とした講座への講師派遣を行うとともに、消費生活展に参加しました。また、ACAPならびにACAP会員企業が作成する消費者啓発資料を展示・配布する「ACAP消費者啓発資料常設展示コーナー」を全国の消費生活センターを中心に全国26カ所に開設し、東京都と神戸市には「ACAP消費者の声を活かした製品展示コーナー」を設け、消費者の声による改善事例を紹介しています

・地方消費者グループ・フォーラムの開催

消費者庁と地域の消費者団体等からなる実行委員会が共催により、「地方消費者グループ・フォーラム」を全国8ブロックで開催しました。フォーラムでは、地域で活躍する団体・グループからの活動報告や意見交換、消費者問題をテーマにした講演等を行い、団体間の交流と連携を促進しました。

・複数セクターの協働による「エコプロダクツ展」への出展

事業者、消費者団体、NPO・NGO等様々なセクターが産業環境管理協会と日本経済新聞社が主催する「エコプロダクツ展」へ出展し、環境問題に対する様々な取組を紹介しました。また、その中で日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会は出前授業を実施した中学・高等学校や企業との連携による取組を紹介しました。

・NPOと他セクターの協働によるコーディネーター育成事業

E S Dを多様なセクターの協働で推進する仕組みづくりに向けて、さまざまな分野のコーディネーター育成の経験を持ち寄り、NPO・自治体（北九州市、岡山市）・教育委員会（稲城市）などとともに、E S Dの視点を持ったコーディネーターの育成カリキュラムおよび教材の開発に取り組みました。

また、NPOと企業の協働を推進するための中間支援組織や、あるいは協働コーディネーターを育成するためのプログラムを新たに開発しました。自己チェックによる自身のレベルチェックを行い、さらに何が求められ、コーディネーターとして何をすべきかを講義やワークショップを通して明らかにすることで、より現実に即した人材育成につながりました。

・企業とNPOの協働による児童労働問題に関する出張授業

児童労働などの国際的な課題が消費者にとって身近な問題であることを伝えるため、オーガニックコットンを使用した製品を販売する企業とコットン畑での児童労働問題に取り組むNPOが協働して出張授業プログラムを作成、中学校で授業実施をおこないました。

(3)協働プロジェクト

・消費者・市民教育モデル事業の地方展開

文部科学省が神戸(平成25年1月30日、31日)と東京(平成25年2月27日、28日)で開催した「消費者教育フェスタ」に併せて、円卓会議に参加する各セクター(事業者・事業者団体、消費者団体、労働、金融、NPO・NGO、政府、地方自治体)等が、パネルディスカッションや教材・資料の展示、デモンストレーション授業(神戸のみ)等を行い、2会場で延べ1,420名が参加しました。具体的には、神戸では、30企業・団体等が資料を展示するとともに、21企業・団体等が小中高生を対象に、消費者教育等に係る授業を実演し、東京では、35企業・団体等が資料を展示しました。

また、東京では、人を育む基盤の整備ワーキンググループの有志により継続的に検討を行ってきた「持続可能な社会を担う人を育むための原則案」の中間試案について紹介を行い、持続可能な社会の発展を担う人を育むうえで「大切にしたい3つの考え方」や「大切にしたい3つの取り組み方」を説明しました。

(詳細は以下の2012年度消費者・市民教育モデル事業報告書を参照(参考資料3))

<http://sustainability.go.jp/forum/projects/files/shouhishashiminmodel3.pdf>

・+E S Dプロジェクトへの参画・支援・協力(※3)

政府、地方自治体、NPO・NGO等の連携・協働により進めている「+E S Dプロジェクト」に取り組みました。同プロジェクトでは、平成24年10月及び11月、持続可

能な社会を担う人づくりにつながる活動の実践者を中心に、市民、NPO・NGO、教育機関、企業等の幅広いセクターを対象とした「ESD全国学びあいフォーラム」を、平成26年11月の「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」の開催地である名古屋市及び岡山市で開催しました。また、全国7ブロックで、ESDに関するフォーラムを開催するなど、ESD活動を推進する取組を実施しました。

（※3）「ESD」とは、「持続可能な開発のための教育」（Education for Sustainable Development）の略称であり、多様な主体が行う持続可能な社会づくりに向けた人づくりにつながる全ての活動を指します。平成14年のヨハネスブルグサミットにおける日本の提案により、同年の国連総会において、平成17年からの10年間を国連「ESDの10年」とすることが決議され、現在、国連「ESDの10年」は、ユネスコを推進機関とした国際的な取組として各国で進められています。「+ESDプロジェクト」では、ESD活動を推進するため、ESD活動の実践者等が自らのESD活動やESD支援事業を登録、発信でき（「見える化」）、実践者等同士が連携しやすくなる（「つながる化」）仕組みとして、専用ウェブサイトを運営しています。また、「学びあいフォーラム」等の開催により、実践者、支援者等のネットワークを構築し、連携を促進しています。

（4）今後に向けての課題

今年度は、ワーキンググループにおいて「持続可能な社会を担う人を育むための原則」づくりに取り組み、平成25年5月に取りまとめを行いました（参考資料4）。また消費者・市民教育モデル事業の地方展開やESDの取組強化など、関係省庁や地方自治体、教育関係者や事業者・事業者団体、消費者団体、労働、金融、NPO・NGO等の連携・協働が進展しつつあります。今後はこれらの原則や連携・協働の取組が持続可能な社会を支える人を育む基盤の整備に貢献するための取組に発展させていくことが求められます。

また「人を育む基盤の整備」は円卓会議が取り上げている他のテーマとも深く関わることから、今後は「地球規模の課題解決への参画」等、教育と共通するテーマにおいて更に効果的な取組が行えるよう、テーマ横断的な協働の枠組みを検討することが考えられます。

2. 「ともに生きる社会の形成」

(1) 各主体の取組

・事業者（団体）

経団連の「企業行動憲章」ならびに「同実行の手引き」、東京商工会議所の「企業行動規範」の普及等を通じて、雇用や処遇に関する機会の均等、ワーク・ライフ・バランスの推進、ユニバーサル・デザインの実現等に関する事業者等の取組を促しています。

東京商工会議所では、平成 22 年に発行された国際規格 I S O 26000 に対応し、「企業行動規範」の改定を平成 25 年 3 月に行いました。これを通じて、人権尊重による差別の排除や従業員の就業環境整備など、事業者等の取組を促しています。

障害者雇用に関しては、経団連が平成 25 年 1 月に発行した「2013 年版経営労働政策委員会報告」において、障害者雇用の促進に向けて、社会連帯の下、社会的な責任を果たす観点から、各種助成金や支援策などを最大限に活用しながら、様々な事例を参考にしつつ、自社にふさわしい取組を講じていくことが求められていることを訴えました。

東京商工会議所では、平成 24 年 11 月に「実践！はじめての障害者雇用」と題したセミナーを実施しました。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に関しては、経団連が平成 25 年 3 月に公表した「企業のワーク・ライフ・バランスへの取組み状況」において、ワーク・ライフ・バランス推進に関する 66 社の取組事例を紹介し、ワーク・ライフ・バランスの積極的推進を呼びかけました。東京商工会議所では、平成 24 年 7 月に中央区と共催で「迫りくる介護リスクを見逃すな！経営者・担当者のための介護対策セミナー」を実施、9 月と平成 25 年 3 月には「就業規則による予防策とワーク・ライフ・バランスの活用」と題したセミナーを実施、11 月にも「ワーク・ライフ・バランスで業績アップ！～顧客よし、従業員よし、経営よし～」と題したセミナーを実施しました。

なお、経団連が平成 24 年 10 月に公表した「2012 年人事・労務に関するトップマネジメント調査結果」によれば、ワーク・ライフ・バランス推進、高齢者雇用、女性の活躍推進等に関する多様な施策が実施されており、事業者の着実な取組がみられます。

・消費者団体

消費者庁と地域の消費者団体から成る実行委員会が共催して行う「地方消費者グループフォーラム」において、消費者問題解決のため地域の多様な団体と地方自治体が連携した取組を発表・交流しました。この取組は全国 8 箇所で開催され、のべ 1,321 名が参加しました。

また個別の取組としては、全国地域婦人団体連絡会は「男女共同参画と災害・復興支援ネットワーク」が 6 月に開催した、「男女共同参画と災害・復興 2012」に共催団体として参加し、女性の視点での被災地調査を実施し、復興構想会議への女性委員の増員、復興基本方針や災害対策基本法改正への男女共同参画や共生社会についての記載を求め

ました。

・労働

連合では、目指すべき社会像として「働くことを軸とする安心社会」を掲げ、「参加すること」に困難を感じている全ての人々に対して、その困難を除去し、一人でも多くの人々を包摂し、迎え入れて行く社会の実現に取り組んでいます。

その一環として、障害者が働きやすい職場環境の整備、障害者就労支援のNPO等に対する支援、或いは、育児・介護をしながら就業できる環境づくりや地域の子育てサポートNPO等の紹介と活用支援などを行っています。

具体的な取組としては、電機連合神奈川地協が設立した社会福祉法人電機神奈川福祉センターにおける障害者の就労移行支援事業等の実施、連合が企業・団体サポーターとなっている「にっぽん子育て応援団」による子育て応援フォーラムの運営参画、「児童虐待防止全国ネットワーク」による「オレンジリボン運動」公式ポスターデザインコンテストの共催などを行いました。

また、こうした活動を広く紹介するなど、理解活動やPRについても引き続き取り組んでいます。

・金融

各事業者単位で引き続き障害者雇用の促進に努めるとともに、少子高齢化が進む中で、出産・育児等に携わる社員等の負担を極力軽減する社員等に対する支援制度の拡充を行うなど子育ての環境の整備に鋭意努めています。また、障害者などに配慮したサービスにも取り組んでおります。

なお、平成23年10月に起草された「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」署名金融機関においては、当該原則に沿った活動をグッドプラクティス事例として事業者間で共有するため、公募、選定を行いました。その中で、「生命保険会社による少子化対策への取組」や「銀行によるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、高齢者対応の推進」が選定されるなど「ともに生きる社会の形成」につながる活動事例を共有しました。

これからも金融セクターでは「ともに生きる社会の形成」に資する取組を確実に推し進めてまいります。

・NPO・NGO

「社会的責任向上のためのNPO/NGOネットワーク」が主催する「SRフォーラム2012—社会的責任（SR）から社会的信頼（SR）へ」において、「多様性豊かな、誰もが排除されない社会のために私達ができる具体的なこと」と題する分科会を開催しました。

ともに生きる社会の形成ワーキンググループから、労働、政府、消費者団体、NPO

のメンバーが登壇し、「暮らしやすさの10の指標」の作成過程について報告、参加者に開かれた討議の場をもうけました。

- ・政府

厚生労働省においては、働くことを希望する障害者が、就労を通じた社会参加を実現できるよう、ハローワークを中心とした「チーム支援」の推進、障害者就業・生活支援センターの設置箇所数の拡充、障害者試行雇用事業の推進、精神障害者等の障害特性に応じた総合的な雇用支援、チャレンジ雇用の推進、在宅就業支援制度の活用促進などを引き続き実施しています。

また、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃向上のため、平成24年度より「工賃向上計画」（3年間）を推進しているほか、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の円滑な施行に資するよう、共同受注窓口の体制整備を図るなどの取組を実施しています。

内閣府・厚生労働省等においては、平成22年度から平成26年度の5年間を目途とした数値目標を盛り込んだ少子化社会対策基本法第七条に基づく大綱（「子ども・子育てビジョン」）（平成22年1月閣議決定）に基づき、バランスのとれた総合的な子育て支援策を引き続き推進しています。

（2）主体間の協働の取組

- ・子育てを応援する取組

東京商工会議所、東京都、企業、NPO、連合東京、個人やその他団体等で構成される「子育て応援とうきょう会議」では、育児休業制度の普及や労働時間の短縮、仕事と子育てを両立するための働き方の見直し等のために、事業者等が協働できる事業の提案・実施に係る支援を行っています。同会議では、平成24年8月に、ワークライフバランス普及啓発イベントでのワークショップの実施、平成25年1月には子供未来とうきょうメッセ2013を開催し、企業・NPO・自治体それぞれの取組事例や協働事例を紹介する展示ブースやセミナースペースを設けるなどの活動を行っています。

- ・障害者の就労支援の取組

障害者と企業のマッチングや授産品の販路開拓が十分ではないため、授産所の利用者の工賃が低く、結果として経済的・社会的自立が困難なことから、奈良県が企業と福祉分野の架け橋となり、①実践を通じた障害者雇用のモデルづくり、②授産品の販路拡大、③県内企業の障害者雇用の拡大および企業や県民の理解促進—を目的に、連合奈良が行政、社会福祉団体、経営者団体等とともに2010年9月に社団法人を設立し、「障害者アンテナショップ」を開設・運営しています。障害者雇用施策の推進のため、多くの関係者が協力・連携し、課題を共有しながら全県体制で取組を行っています。

(3) 協働プロジェクト

・「総合生活支援」事業

連合、中央労福協（労働者福祉中央協議会）、労金協会（全国労働金庫協会）、全労済は、目的を同じくするNPO諸団体とも連携し、全国の都道府県における地域毎に拠点となる「ライフサポートセンター」（勤労者のなんでも相談センター）の設置・拡大に取り組んでいます。また、こうした地域拠点を中心に、弁護士、司法書士、税理士、社労士、医師会、産業カウンセラー協会、生協、消費者支援ネット、NPO、行政など幅広い提携による地域ネットワークを構築するとともに、これらを活用した仕事、家庭、法律、子育て、年金、介護、多重債務など多岐にわたる相談対応など、総合生活支援やサービス体制からなるワンストップサービスの実現に向けた共同の体制づくりに取り組んでいます。併せて、これら拠点を活用した、退職者・高齢者、失業者などの居場所づくりを試みています。

平成24年12月現在、全国46道府県219カ所の「ライフサポートセンター」が開設しており、またさらなるサービスの充実のため、実務者・相談員の研修会を全国3カ所で開催するなどの取組も行っています。

・「暮らしやすさの見える化」の手法に関する調査・研究

昨年に引き続き、ともに生きる社会の形成ワーキンググループメンバーの有志で構成された「暮らしやすさの指標作成チーム」による会合を定期的に行いました。

チーム会合では、「ともに生きる社会の形成」に向けて取り組むべき3つの課題を主軸に、「暮らしやすい社会」の状態目標を10に整理し、「暮らしやすさの10の指標」として取りまとめを行いました。

今後は「暮らしやすさの10の指標」で掲げた具体的な指標を精査した上でリーフレットとして完成させるとともに、地域ごとの課題改善に協働で取り組むための参考となるよう展開することも検討していきます。

(4) 今後に向けての課題

各主体の個別の取組は充実されてきていますが、今後は各主体が地域における連携を強めながら協働の取組をより拡充させることが必要です。

協働プロジェクトの1つである「ともに生きる社会の形成」をテーマとした地域モデル事業の呼びかけ・支援を本格化させるため、現在作成中の「暮らしやすさの10の指標」リーフレットを展開するなど、各主体のグッドプラクティスを共有できるツールを検討していきたいと考えます。

3. 「地球規模の課題解決への参画」

(1) 各主体の取組

・事業者（団体）

経団連および経団連自然保護協議会では、「地球環境憲章」や「自然保護宣言」、「生物多様性宣言」およびそれらに基づく手引きや行動指針等の普及、「環境自主行動計画」の取組等を通じて、地球規模の課題解決への事業者等の参画を推進しました。

「環境自主行動計画＜温暖化対策編＞」のもと、産業・エネルギー転換部門の平成23年度CO₂排出量は平成22年度比10.1%減少しました。平成25年1月には、自主行動計画の後継版として「低炭素社会実行計画」を公表し、生産段階のみならず、ライフサイクル全体や国際貢献、革新的技術開発を通じて、地球温暖化問題の解決に向け世界をリードしていく決意を示しました。また、「環境自主行動計画＜循環型社会形成編＞」のもと、参加業種の平成23年度の産業廃棄物最終処分量は、平成12年度比67.4%減少となりました。

経団連自然保護協議会では、平成24年9月開催の国際自然保護連合（IUCN）の世界自然保護会議の公式イベントに参加し、協議会や生物多様性民間参画パートナーシップの取組を発表しました。また平成24年10月の国連生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）開催中に、「生物多様性グローバルプラットフォーム第二回会合」を条約事務局と共催し、「グローバルパートナーシップサポート宣言」が採択されました。

国内では平成24年12月に「生物多様性民間参画パートナーシップ第二回会員会合」の開催等を通じて、事業者、経済団体、業界団体、研究者等による取組の共有を推進しています。

また、「グローバル・コンパクト・ジャパンネットワーク」（GC-JN）では、会員の有志企業がリオ+20の機会を捉えて開催されたコーポレートサステナビリティフォーラム（CSF）において、事業活動を通じた地球規模課題の解決に向けた事例発表や提案を行いました。また日本企業数社とGC-JNは国連に対し、平成32年に向けたコミットを行いました。リオ+20終了後、GC-JNとしてセミナーを開催し成果を紹介するとともに、当円卓会議における地球規模の課題解決への参画ワーキンググループやESD会議に参画し消費者セクターをはじめとするさまざまなステークホルダーズとの対話を行いました。

特に人権関連では、GC-JNの分科会活動を中心に「ラギフレームワーク」の研究や企業活動への統合を進めています。加えて、内閣府を中心に男女共同参画の促進の一環でWEPS署名促進の活動も展開をしています。また、本業を通じた地球規模課題解決に向けて、外務省や経済産業省等政府機関ならびに国連開発計画（UNDP）等国連機関との連携を通じて、途上国におけるインクルーシブビジネスやBOPビジネスへの取組を進めています。

更には、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成とPost-2015目標の制定に向けて、マル

チセクターによる対話も進めています。

・消費者団体

フェアトレードについては、地球規模課題解決のための作戦会議に向けて、消費者にもっとも近い小売店を中心に「ミニミニ実態調査」を実施し、現状の売り場は消費者がフェアトレード商品を積極的に手にとれる売り場作りが出来ていないとの感想をまとめ、各セクターの協力を得て消費者自らも意識を変革するために必要な事を提案しました。消費者セクターの一員である日本生協連では商品を通じて社会的責任の実現を目指すためにフェアトレードコーヒーを開発発売し、組合員を中心に普及を広げました。

低炭素社会の実現においては、全国各地で今後のエネルギーをどうすべきか消費者が考えるための学習活動が継続して取り組まれました。その他、蛍光管の適正処理に関する活動、食品リサイクル推進のための活動、レジ袋削減のための活動などが継続的な取組として行われました。

・労働

フェアトレード、児童労働では、平成23年5月に改定（アップデート）されたOECD多国籍企業ガイドラインやILOの多国籍企業三者宣言、グローバル・コンパクト、ISO 26000など多国籍企業の行動についての国際ルールをわかりやすく解説したリーフレットを作成し、組織内の労使協議等において活用を開始しました。

BOPビジネス、ミレニアム開発目標では、厚労省から国際労働財団（JILAF）への委託事業としてインフォーマルセクターへの「草の根支援事業」を実施しています。

森林の整備・保全では、全国各地において、植樹、下草刈り、枝打ちなどを行い「連合の森」を育成している他、大量印刷物においては、間伐コストを付加した紙の利用促進を図っています。また、低炭素社会の実現のため「連合エコライフ21」として組合員の環境意識を啓発し、省エネやライフスタイルの見直しを進めています。さらに、ワーカーズ・キャピタルにおけるESG投資促進に向け「『ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン』に基づく取り組みの手引き」を作成し、普及・啓発を図っています。

・金融

平成23年に起草された「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」は、187（平成25年3月現在）の署名企業・団体が各種ワーキンググループを組成し、地球規模の課題の解決を含む持続可能な金融の取組を促進する活動を行っています。

その一環で平成24年度は、国連環境計画金融イニシアティブとの共催でワークショップを東京、福岡、仙台で開催したほか、平成25年3月の第2回定時総会にWBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）のマネージング・ディレクターであるイマン・ストゥラテナス氏を招き、グローバルな視点を踏まえた金融のあり方について講演いた

できました。

署名企業・団体の具体的な取組は事例集にまとめられ公表されますが、平成24年度は「グッドプラクティス」も公募・選定しており、途上国の貧困や環境などの社会的な課題の解決を図る投資スタイル「インパクト・インベストメント」の取組もその一つに選ばれました。

・NPO・NGO

フェアトレードについては、地球規模の課題解決への参画ワーキンググループの作戦会議で「消費」という視点でフェアトレードについても取り上げられ、フェアトレードタウン推進が各地に広がっています。児童労働については、引き続き各団体が途上国における児童労働撤廃・予防のプロジェクトを実施し、後述の作戦会議でも報告のあったNGOと企業との連携による問題解決が進むなど、消費者を巻き込む進展が見られました。MDGsについては、現行MDGsの平成27年達成に向けて政府への働きかけを強めるとともに、平成28年以降の開発課題いわゆる「ポストMDGs」の議論に市民社会の声を反映させるために、市民の意見をまとめて政府に対して提言活動を行いました。森林については、多数の団体が活発に多様な取組を展開し、「森林と市民を結ぶ全国の集い」が11月に島根県で開催されました。生物多様性については平成23年から始まった「国連生物多様性の10年」の推進のためのNGOが発足するなど普及啓発に向けた活動が活発化しています。低炭素社会の実現については、気候変動枠組条約の国連会議への政策提言など継続的に行うとともに、市民向けの啓発活動も行なっています。

・政府

児童労働

内閣府においては、児童ポルノ排除対策推進協議会及び児童ポルノ排除対策公開シンポジウムの開催（平成22年度、平成23年度、平成24年度）などにより、児童ポルノの排除に向けた取組を推進しています。

BOPビジネス

経済産業省においては、平成22年10月にBOPビジネス支援センターを設立し、その運営を通じた情報発信等による普及・啓発を推進しています。また、ジェトロにて平成24年度にBOPコーディネータ配置（9カ所）、BOPビジネスミッション派遣（4カ所）平成22～24年度にJICAにて協力準備調査（65件）を実施しました。

ミレニアム開発目標(MDGs)

外務省においては、平成24年度にグローバルフェスタ JAPAN（東京、約10万人）、ワールド・コラボ・フェスタ（名古屋、約10万人）、ワン・ワールド・フェスティバル（大阪、約1万7千人）等、ODAやMDGsへの関心を高めるための各種展示・イベントを実施しました。また、平成24年9月、第67会期国連総会において、ポスト2015年開発目標に関するサイドイベントを開催しました。市民社会、研究機関、若者、民間セク

ターの代表が、事務総長が設置したハイレベルパネルのメンバーと自由な対話を行い、500名以上の参加を得て盛会となりました。議論の内容は、同日午後開催されたハイレベルパネル第1回会合でも反映されました。MDGs達成に向けた取組の加速化のみならず、ポスト2015年開発目標の策定に向けた国際社会の議論も我が国がリードしています。

森林の整備・保全と持続可能な利用

農林水産省においては、森づくりの意義や必要性等についての普及啓発活動を実施しています。多様な主体（企業やNPO等）による森林づくり活動のためのフィールドの紹介などにより、国民参加の森林（もり）づくりを引き続き推進しています。

低炭素社会の実現

平成25年3月に、地球温暖化対策推進本部において、「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定されました。この方針において、平成32年までの削減目標については、本年11月のCOP19までに、25%削減目標をゼロベースで見直すこととされています。また、その実現のための地球温暖化対策計画の策定に向けて、地球温暖化対策推進本部で案を作成し、閣議決定することとされています。また、新たな計画の策定に至るまでの間においても、方針に基づき、現行の京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同以上の取組を推進してまいります。

また政府関係省庁においては、「第2回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」（平成25年5月：東京）の開催や、アジア地域における低炭素成長・適応に関する知見の共有や能力向上に資するネットワークの構築・支援、二国間オフセット・クレジット制度の構築に向けた関係各国との協議、技術・製品の導入支援、FS事業の実施、現地の人材育成等、途上国における気候変動緩和対策及び気候変動の影響に脆弱な国々への適応対策による様々な取組を推進しています。

生物多様性

外務省においては、「いのちの共生イニシアティブ」として約26億ドルの支援を実施しました（生物多様性に関するリオマーカー実績ベース）。引き続き愛知目標の達成に向けた途上国の努力を支援していきます。

政府においては、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定し、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示しました。同戦略に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を引き続き推進していきます。

また、国際貢献として、環境省からの拠出により生物多様性条約事務局内に設置された生物多様性日本基金及び地球環境ファシリティ内に設置された名古屋議定書実施基金を活用し、途上国を支援しています。

(2) 主体間の協働の取組

・児童労働問題に関する取組

NGO、労働組合、専門家によって構成されている児童労働ネットワークが日本政府

への取組強化を求める署名活動を行い、過去最高の 28 万 5140 筆を集め、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省へ提出しました。児童労働撤廃行動計画を求め、その中に盛り込むべき主な内容を提案した結果、その回答として、提案内容に関する政府の実施状況及び情報提供がありました。5 月～6 月にかけては児童労働反対世界デーキャンペーンが行われ、メインイベントには 600 名以上が参加、期間中 19,526 名に児童労働について伝えました。

- ・MDGs 達成に向けた取組

平成 24 年 12 月に国際協力 NGO センターは、国連機関、日本政府（外務省）、日本の国際協力 NGO、民間企業、ジャーナリスト、海外の国際協力ネットワーク NGO を招き、シンポジウム「貧困削減のために、日本の NGO が果たすべき役割と今後の貢献のあり方」を開催しました。また、平成 25 年 3 月には NGO、企業、宗教団体、市民が参加した「MDGs カウントダウンネットワーク会議」を開催しました。両会議を通じて、マルチセクターでの連携による MDGs 達成に向けた活動の重要性が議論されました。

NGO と労働組合が MDGs の実現のために連携する枠組みである「NGO-労働組合国際協働フォーラム」では、児童労働、HIV/AIDS 等感染症、母子保健をテーマとしたグループ活動や、「MDGs/ポスト MDGs」をテーマとした学習会を開催して、市民に対する啓発活動を行いました。

- ・森林の保全等に関する取組

（「森林サミット」の行動プランの一つとしても掲げられた）ギャップイヤーを推進する特別フォーラムを、政府・政治、NPO、大学、企業の担い手と若者が 100 名強集まり、7 月に都内で開催しました。そこで、多セクターで連携を進めるプラットフォームも結成しました。

- ・生物多様性の普及啓発

有識者、経済界、NPO・NGO、自治体、政府など多様な主体の参画を得て平成 23 年 9 月に設立された「国連生物多様性の 10 年日本委員会」において、セミナーの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、推薦図書等の選定など、生物多様性の主流化に向けた取組を推進しています。

（3）協働プロジェクト

- ・国連持続可能な開発会議（リオ+20）への参加

昨年度、当ワーキンググループよりリオ+20 に向けたマルチステークホルダーによる国内準備委員会の設置を提言しました。提言を受けて設置された同委員会には、消費者を除く各セクターから多数のメンバーが参加しました。平成 24 年 6 月にブラジルのリオデジャネイロで開催されたリオ+20 では、同委員会が日本パビリオンでセミナーを開催

し、日本のマルチステークホルダーで作成し国連に提出したインプットやその協働方法を世界に発信するなど、成果を上げ、日本からも事業者セクターの積極的な取組を含め多数のセクターからの参加を得た、地球規模課題に関する国際会議となりました。

・地球規模課題への理解を深める作戦会議の開催

地球規模の課題は、市民が自らの生活や事業活動と結びつけて考えることが難しい課題が多いことから、平成 24 年度は、まずは市民の課題への理解と認知度の向上を目的とする、全セクター（事業者・金融・消費者・政府・労働・NPO/NGO・専門家）による 2 度の作戦会議を開催しました。

第 1 回（平成 24 年 10 月）はリオ+20 での結果をマルチステークホルダーで国内に展開する必要性と、各セクターから多くのメンバーが参加したことを受けて、各セクターからの参加報告をヒントに、地球規模課題への理解を深めるために、多様なセクターがどのように協働できるかを考え、76 名が参加しました。

第 2 回（平成 25 年 2 月）は 69 名が参加し、第 1 回会議で多くの提案が挙げられた「消費」を切り口に考え、大きく「情報発信」「教育」「環境整備」「行動変容・改革」に関する具体的な提案が出されました。

（4）今後に向けての課題

協働戦略に掲げた地球規模課題の解決には長期的な取組が必要であり、現在はその前段階として、市民の理解と認知度の向上に向けた取組を行っている段階です。また、例えばリオ+20 国内準備委員会が出来たように、今後もマルチステークホルダーによるリオ+30 等の会議が開催されることを見込まれます。平成 24 年度までの取組を受けた活動の継続と、今後のマルチステークホルダーによる議論への参画に向け、引き続き各セクターが協働し、課題解決に向けた検討を行う場作りとその存続が重要であると考えます。特に、環境整備をする政府においては、省庁の垣根を超えた協力関係を築き、十分な時間と透明性の高いプロセスによりステークホルダーの参加を確保することが求められます。また、多様化する事業者セクターとの連携は、他セクターとの既存のネットワークなどを活用しながら、深めていく必要があります。

さらに、平成 24 年度に行った作戦会議では、消費者の購買行動の変化の必要性など、人を育む基盤の整備ワーキンググループと共通したテーマが挙げられ、また、地域での情報発信や議論の場の必要性も挙げられたことから、他のワーキンググループ・フォローアップ会合との連携の可能性も、今後は視野に入れていく必要があると考えます。

4. 「持続可能な地域づくり」

(1) 主体間の協働の取組

平成 23 年 3 月の「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」にもとづき、「持続可能な地域づくり」の端緒として『地域円卓会議』のススメ（平成 24 年 3 月公開）の活用をはじめとする本年度の取組を進めるに際して、改めてフォローアップのための有志によるワーキング・チームを発足させ、平成 24 年 12 月と平成 25 年 2 月に、状況共有と意見交換のための会合を開催しました。その結果、金融、消費者、労働、NPO/NGO の各セクターから、以下をはじめとする多数の事例が紹介されました。

- ・ 千葉県内では、消費者行政の充実を目的とした多様な主体によるネットワーク団体である「消費者行政充実ネットちば」が、各市町村でシンポジウムを開催するに際して、実行委員会を、町内会や老人会、地域包括支援センター、教育委員会、社会福祉協議会などとの連携により構成しました。すでに 8 市町で開催され、それぞれ取りまとめた提言を各市町長に手渡しました。
- ・ 東日本大震災の復興支援に向けて、企業の連携により次世代リーダーを支えるために発足した「みちのく復興事業パートナーズ」を通じて、NPO と企業の合同プロジェクトが実施されました。一例として、宮城県石巻市を拠点に被災者支援活動を続ける訪問看護系 NPO に、損害保険会社が社員計 10 名を 10 日間ずつ、延べ 2 か月以上にわたって派遣しました。業務の標準化、アンケート書式の統一、自治体への報告書類づくり、会議進行ノウハウ等の後方支援を行いました。
- ・ 沖縄県内では、平成 23 年 2 月開催の「地域のみらいを考える円卓会議 2011」を契機に、「台風などの災害による停電時に、在宅介護家庭を支援するための協働は?」、「名護のまちづくり・ひとづくりに、先賢・程順則の『六論』のこころを活かすには?」、「沖縄ミーバイをたくさんの人においしく食べてもらうには?」といった多様な主題に、多様な主体が積極的に議論する「沖縄式」地域円卓会議を本年度だけで計 7 回開催しました。企画・運営を担った「みらいファンド沖縄」から、そのノウハウをまとめた「沖縄式 地域円卓会議開催マニュアル」も刊行されました。
- ・ 国内有数の豪雪地帯である同県横手市内の 4 つの中山間地域 (34 集落 592 世帯) では、「秋田県南 NPO センター」が新しい公共支援事業の採択を受けたことを機に、「地域共助組織」を設立しました。地域住民 126 名が「お助け隊」に登録し、雪下ろし 31 回、雪よせ 346 回、買い物支援 8 回を実施し、市からの補助金を大幅に削減するとともに、その活動に触発された地元スーパーが、平成 25 年 4 月から毎週金曜日の無料バス運行を開始するなど、共助・自治の力の再生が進んでいます。

このほか、「地球環境パートナーシッププラザ」（東京都）など全国8か所の環境パートナーシップオフィスの連携により、「環境パートナーシップ事例集 2012」（<http://www.geoc.jp/news/18171.html>）が作成され、ラムサール条約登録を契機に漁協、農協、観光コンベンション協会、企業などが連携して発足・運営している「大沼ラムサール協議会」をはじめ、全32例が紹介されています。

また、『「地域円卓会議」のススメ』のフェイスブック・ページ（<http://www.facebook.com/chiikientaku>）には、平成25年3月末までに1000件以上の「いいね！」をお寄せいただいています。

（2）今後に向けての課題

持続可能な地域づくりは、行政など特定のセクターの主導によるのではなく、多様な主体によって多様な課題に対話と協働で挑むしかありません。このため、今後さらに多くの事例の共有や、取組を促す働きかけが求められており、ワーキンググループとして合意した目標への継続的かつ主体的な取組を続ける必要があります。

5. 東日本大震災復興などに関する協働事例

- ・事業者とNPOの協働による災害復興に関するシンポジウムの開催

社会貢献活動を推進する企業と企業人を支援する経団連の1%（ワンパーセント）クラブでは、平成25年2月、中央共同募金会、ジャパン・プラットフォーム、日本NPOセンターの協力のもと、企業とNPO等の関係者が集い、震災発生から3年目の支援のあり方を考えるシンポジウムを開催しました。1%クラブの法人会員等、企業関係者約150名と被災地の支援活動に取り組むNPO等や中間組織の関係者37団体約60名が参加しました。

シンポジウムでは、復興活動に携わる有識者や、NPO等の活動を支える中間支援組織による発表が行われました。また、パネルディスカッションでは、企業とNPO等が協力して被災者支援を行った事例が紹介されました。その後、会合参加者による交流の場を設け、NPO等と企業担当者の間で活発な情報交換が行われました。

- ・「東日本大震災復興支援フェスティバル」の開催

連合は、東北地方の復興・再生を応援したいとの思いを込め、平成25年3月、昨年同様に港区の協力を得て、JR新橋駅前SL広場において東日本大震災復興支援フェスティバルを開催しました。当フェスティバルでは、岩手・宮城・福島をはじめとする東北地方6県の各地方連合会を通じて各県商工会議所や農協と連携し、物産品の直売や購入申込用紙を添付したリーフレットの配布、各県のキャラクター（着ぐるみ）などによるPR活動を行いました。

- ・東日本大震災後の被災者の支援にあたるあらゆる人々への支援を目的に活動する「支援センターTOMONY」

宮城県内を中心に生活協同組合、NPO団体、教育関係者など震災の支援現場で知り合った人たちが、支援者であるボランティア・ボランティアコーディネーター、NPO・NGO、行政職員、福祉団体職員、教師、児童館職員、家族介護者、仮設住宅等の生活支援相談員、民生児童委員・自治会役員、一般市民などのための活動を行っています。

活動内容は「支援者のための支援」の周知啓発や、支援者のための支援の場の提供、支援者のこころのケア研修（保養と研修）です。

- ・被災地である東北から世界に向けて発信した「世界防災閣僚会議 in 東北」におけるイベントの開催

平成24年7月の外務省等主催による「世界防災閣僚会議 in 東北」のサイドイベントでは、関係省庁、国際機関、自治体のほか民間企業、市民団体、大学など、産・官・学・民あわせて50以上の団体が参加し、ブース、展示、講演会／ワークショップの3形態で多彩な催しが開かれました。「災害とインターネット」、「被災地域内の組織と大学の連携」、

「東日本大震災復興活動における子ども参加」など、東日本大震災における経験・教訓を共有する講演等が行われました。

・震災孤児に対して生命保険金を適切に支払うための取組

東日本大震災により親その他親権を有する方の全員を亡くされた未成年者（震災孤児）に対して生命保険金を適切にお支払いすること等を目的として、被災地の弁護士会、児童相談所、自治体、生命保険会社および生命保険協会は、情報連携のための「未成年者生保支援ネットワーク」を創設しました（平成25年3月末まで）。生命保険会社は、本ネットワークも活用し、震災孤児が保険金受取人等となっている契約245件について、合計約23億円の保険金をお支払いしました。

・日本司法支援センター常勤弁護士の被災地自治体への派遣

日本司法支援センターでは、日本弁護士連合会と連携して、同センター常勤弁護士を、平成25年4月には宮城県東松島市へ、同年6月には相馬市へそれぞれ市役所の任期付職員として派遣を実施しました。

被災自治体に派遣した常勤弁護士は、被災自治体が復興業務を進める上で直面している法的問題の解決を通じ、被災地の復興の推進に貢献しています。

・広域避難を地域ぐるみで行う愛知県被災者支援センター

震災および津波により発生した福島原発の放射能汚染から逃れるために、全国各地に避難した人々が現在も6万を超えています。未だ制限された生活を余儀なくされている中、避難者の生活再建を願い、愛知県に避難されてきた方々の支援を「愛知県被災者支援センター」はいち早くスタートしました。このセンターは、県と複数のNPOや生活協同組合、企業等の多様なステークホルダーにより組織されており、避難者と地域、避難者と福島を結ぶ架け橋となることを目指し活動しています。生活支援、サロン運営、相談対応など、さまざまな活動を日常的に実施しています。このような取組は、愛知だけでなく、新潟や山形でも実施されています。

6. 今後について

円卓会議は、多様な主体が対等な立場で参加し、政府だけでは解決できない課題に協働して取り組むための新しい枠組み — 国際社会で実践されてきた枠組みを原型とした、国レベルでの初めての包括的なマルチステークホルダー・プロセス — として、各ステークホルダーの代表が設立趣意書に連名で合意することにより、共同で設置されました。

「協働戦略」の行動計画に沿って2年間取り組んできた中で、消費者・市民教育モデル事業の実施、「暮らしやすさの見える化」の手法に関する調査・研究、国連持続可能な開発会議（リオ+20）の国内準備委員会の設置及び同会議への参加、持続可能な地域づくりを促すための基本的プロセスをまとめた「『地域円卓会議』のススメ」の作成・活用促進など、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融、NPO・NGO、行政等の連携を進展させ、協働による取組成果を着実にあげてきました。

一方で、協働で取り組むがゆえに責任の所在が不明確でありリーダーシップが不足していること、取組内容によっては各主体を構成する複数団体間の調整を要するため、意思決定に困難を伴うこと、現状を踏まえたテーマ設定や成果目標を整理する必要があること、取組成果に対する広報活動など、新たな課題も見えてきました。

今後は、これまでの活動を振り返り、有識者の見解も踏まえながら、自ら「評価・反省」を行い、今後の活動のあり方を考えてまいります。